

令和5年 第5回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月24日 午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会 長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美	左緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡	政	美
関	俊	男
梅	友	行
石		功
小	昭	三
小	川	肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 雑草対応状況について

報告第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の変更について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主幹 加藤照樹

主任 岡安育子

主任 矢崎勇生

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、令和5年第5回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方にご出席をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となり、進めることとなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第3回3月の議事録を確認いたします。

事務局から発言を求められておりますので、事務局お願いします。

(事務局修正を述べる)

ただ今説明をしていただきましたが、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、第3回の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人名人についてですが、私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、9番 熊谷委員、10番 山中委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の1ページ、議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は1件でございます。

番号1、土地の所在 こちらは大字をまたぐ申請になっていまして、1筆目が天神島字西谷〇〇、もう1筆が上吉羽字天神〇〇、登記地目 田及び畑、現況地目 両筆とも畑、面積 2筆合わせて60㎡、譲受人 大字上吉羽〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大字天神島〇〇 〇〇〇〇。

譲渡人の〇〇さんにお話を伺ったところ、資料2のNo.1の地図を見ていただければ分かりますが、申請地の地形が変則的で非常に狭いために、耕作ができずに大変困っていたということでした。

資料3の公図を見ていただきますと、斜線が引かれているところが今回の申請地で、その隣の〇〇番というところの所有者が譲受人の〇〇さんですので、〇〇さんに相談したところ、面積は小さいけれども合わせて耕作できそうだということで、快く引き受けていただいたとお聞きしました。このことから、譲受理由は耕作便利、譲渡理由は耕作不便と表記させていただいております。

なお、譲受人の〇〇さんにお話を伺ったところ、農地法第3条の許可をいただければ、若干土を盛るかもしれませんが、畑として何か野菜を作るつもりだそうです。作る品目まではまだ具体的には決めてないということでした。

譲受人の耕作面積、家族数 面積17,230㎡、家族数2人、耕作者数2人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

まず、5月21日に現地確認をし、譲渡人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

申請地は先ほど事務局から説明がありましたが、1筆は間口2m奥行き19m面積38㎡、もう1筆は不整形で狭隘な土地で、合わせても60㎡のため、今のところはトラクターで耕運するだけで何も作っていません。水田の水がしみ込んで水がたまっている状況です。

今までの経緯につきましては、〇〇さんの父親が〇〇さんという方に農地を譲り渡す際に、この60㎡が残ってしまったということです。そして昨年父親が亡くなり相続登記が完了したのを機に、近くに住む〇〇さんに田植えと稲刈りを依頼したのですが、申請地は小さくて耕作しにくいいため、近くの方に相談したところ、隣接する〇〇〇〇さん

が買ってくれるということで、今回の申請に至ったとのことでした。

譲渡人の〇〇〇〇さんは妻と母の3人暮らしで、息子は県内にマンションを購入して会社勤務をしているそうです。残りの農地保有面積については、田んぼが4,641㎡、畑が227㎡、合計で4,868㎡ですが、農業機械はトラクターと管理機がそれぞれ1台だけです。後継者は息子になりますが、現在のところは採算が取れないため無理ではないかと考えているとのことでした。

次に、同日に譲受人の〇〇〇〇さんのお宅にお伺いし、話しをお聞きしました。

〇〇〇〇さんは、地産地消の農産物を生産して学校給食やさくらファームへ提供しているようで、申請地を取得した後は、少し盛土をして畑として活用し、野菜を生産して販売したいと考えているそうです。

家族については、元農業委員の妻、息子と息子の妻および孫が3人の7人家族です。後継者については、息子が定年退職後に引き継ぎたいということですが、現在のところは土曜、日曜、休日に手伝いに来ている状況だそうです。将来的には農業経営の効率化や集約化、採算性、AIの活用により、できるだけ農業経営をやりたいと希望しているとのことでした。

農業機械はトラクターと管理機をそれぞれ1台保有していますが、田んぼについては、田植えは〇〇〇〇さんに、稲刈りは〇〇〇〇さんに委託しているそうです。

特に問題はないと考えますが、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は1件でございます。

番号2、土地の所在 平須賀二丁目〇〇、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積170㎡、譲受人 茨城県猿島郡五霞町〇〇 〇〇〇〇。

譲渡人には成年後見人がついていまして、書類提出により後見人登録されていることを事務局のほうで確認しています。譲渡人 大字平野〇〇 〇〇〇〇、成年後見人 さ

いたま市浦和区〇〇 公益社団法人 〇〇 代表理事 〇〇〇〇。

転用目的 既存宅地。こちらにつきましては、都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に分けられた昭和45年8月25日以前から宅地として使用している部分の農地転用を行うというものです。

資料2の地図及び資料3の公図の裏面の配置図をご覧ください。〇〇と〇〇の2筆ありまして、上が〇〇で下が〇〇です。〇〇のほうが今回の農地、〇〇が宅地になっています。

申請地は〇〇の宅地と合わせて合計531.31㎡の一体敷地として、譲受人の〇〇さんが今までずっと管理してきました。〇〇さんは譲渡人の〇〇さんのおばにあたる方ですが、管理のために五霞町から通っていて、このたび申請地が農地であることが分かったため、正式に宅地にすべく今回の申請に至ったということです。

この案件につきましては追認の許可ということになりますので、あらかじめ埼玉県春日部農林振興センターに航空写真等を確認していただいている、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については、〇〇番の〇〇〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

5月18日に現地を確認し、5月19日に譲受人の〇〇〇〇さんにお話を伺ってきました。

申請地は地番〇〇、面積170㎡で、隣接宅地の地番〇〇にまたがって建物が建ててあり、昭和45年8月の調整区域区分日以前から使用しているそうです。申請地のほかに農地は全然なく、現在は空き家になっていますが、近郊に住む親族の〇〇〇〇さんが管理し、物置として利用しています。とてもきれいにしてありました。

今後も継続して使用していく予定であることから、申請地及び隣接宅地の所有者である譲渡人の〇〇〇〇さんと使用貸借の契約を締結したく、申請に至ったそうです。

この案件は問題ないと思います。

皆様の審議をよろしくお願いします。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件につきまして、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件については、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

まず最初に、皆様を開催通知と同時に5月の議案予定を送らせていただいていると思いますが、そちらには集積計画による利用権設定について4件の記載があります。4件のうち、4番の上高野地区の〇〇さんと〇〇さんの利用権設定について、地区の推進委員の〇〇委員と地区の農業委員の〇〇委員に調査をお願いしたところ、申請内容が利用権設定ではなく作業委託ではないかという意見を頂戴しました。そこで、両委員及び事務局で申請人宅を訪問して聞き取りをしたところ、やはり利用権設定ではなく作業委託の内容であるということが判明し、申請を取りやめることとなりましたので、本日配付させていただいた資料1の議案からは本案件を削除しています。従いまして、本日の案件は全部で3件でございます。

それでは、利用権の設定を受ける者、する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、賃借料、作物、権利の種類順で読み上げさせていただきます。なお、一部内容を省略させていただきます。

番号1、神扇 (有) 〇〇、平須賀 〇〇、平須賀字赤木前〇〇外2筆、田 5,188㎡、新規、10年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号2、下吉羽 〇〇〇〇、下吉羽 〇〇〇〇、下吉羽字屋敷添〇〇外1筆、田 328㎡、更新、10年、水稻、こちらは使用賃貸借権の設定となっておりますので、賃借料はございません。

番号3、千塚 〇〇〇〇、高須賀 〇〇〇〇、高須賀字香取〇〇外2筆、田 4,562㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

まず、1番は私の関係する案件になりますので、議長につきましては会長代理にお願

いしたいと思います。一時退席をさせていただきます。

(会長退席)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

1番の案件が八代地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

本件は新規申請です。

貸付人の〇〇さんは夫婦で稲作を行っています。苗は購入して、稲刈りと乾燥は作業委託しながら行っているようですが、年齢とともに体力も衰えてきたとのことで全ての田んぼを耕作することが難しくなったため、今まで作付してきた4枚の田んぼのうち3枚の田んぼについて、借受人の(有)〇〇が引き受けてくれるということでお願いすることにしたそうです。

残りの1枚については、約2反ありますが、自分の田んぼで取れた米を食べたいので、できるうちは今までどおり自分で耕作していくということでした。

本件については、特に問題ないと思います。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に農用地利用集積計画について説明していただきましたが、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、ここで議長を会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。

(会長復席)

◆会長

それでは、続けさせていただきます。

2番の案件が吉田地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

5月22日に貸付人の〇〇〇〇さん宅に伺い、お話を聞いてきました。

〇〇さんは独り暮らしをしていて、高齢で子供もいないため農業はできないということで、以前から借受人の〇〇〇〇さんに耕作を依頼していました。現在の契約が満了す

るため、更新の手続をするものです。

借受人の〇〇〇〇さんは、水稻を3町ほど作付していて、農機具も一通りそろっています。

今回の申請は更新10年で、使用貸借権設定となります。特に問題はないと思います。以上です。

◆会長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

3番の案件が行幸地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

3番は更新の申請です。

貸付人の〇〇さんは、石材店を営んでいます。農機具は所有しておらず耕作が難しいため、荒れ地にならないようにトラクターを購入して管理してきましたが、住まいを離れた所に移したため農地を管理することが困難になり、市に相談し、借受人の〇〇さんと5年前に利用権設定をしたそうです。今回、期間満了となるため、更新の申請をしたとのことでした。

借受人の〇〇さんについては、今までと変わらず要件を満たしているため、問題ないと考えています。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

◆会長

ありがとうございました。

ただいま〇〇委員から説明を受けましたが、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
(市街化区域内の農地転用4条の届出1件を報告する)

◆会長

続きまして、報告第2号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。
(市街化区域内の農地転用5条の届出3件を報告する)

◆会長

続いて、報告第3号を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第3号雑草対応状況についてご報告させていただきます。
(雑草対応状況について報告する)

◆会長

続いて、報告第4号を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第4号令和5年度最適化活動の目標の設定等の変更について説明させていただきます。
(令和5年度最適化活動の目標の設定等の変更を説明する)

◆会長

これで議事の全てが終了しました。ご協力ありがとうございました。
では、局長にお返しします。

◆局長

どうもありがとうございました。
続きまして、次第5その他に移らせていただきます。
事務局からの事務連絡になります。

◆事務局

事務局から事務連絡が3点ございます。
(事務連絡をおこなう)

◆局長

皆様、大変お疲れさまでした。
最後に、閉会に当たりまして会長代理よりご挨拶をお願いしたいと思います。
会長代理、よろしくお願いいたします。
(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年7月25日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 熊 谷 隆 夫

署名委員 山 中 栄